（別紙様式５）

年　　月　　日

一般社団法人　日本食品認定機構　理事長　殿

申請者

住　所

氏　名

（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

サウジアラビア向け輸出水産食品証明書発行申請書

　下記輸出水産食品に関し、証明書の発行を申請したく、関係書類を添えて申請します。

記

１．輸出水産食品の詳細（日本語・英語併記のこと）

1. 輸出者の名称、所在地（郵便番号を含む。）（別紙様式６のⅠ.1.関係）
2. 輸入者の名称、所在地（郵便番号を含む。）（別紙様式６のⅠ.4.関係）
3. 仕向先国（別紙様式６のⅠ.6.関係）（※１）
4. 認定施設の名称、所在地及び認定番号（別紙様式６のⅠ.7.関係）
5. 到着地（別紙様式６のⅠ.9.関係）
6. 出港地（別紙様式６のⅠ.10.関係）
7. 輸送方法(次のア．又はイ．のどちらか１つにチェック)(別紙様式６のⅠ.11.関係)

□ア．航空機　□イ．船舶

1. 輸送機関の名称（別紙様式６のⅠ.12.関係）（※２）
2. コンテナ番号及びシール番号（別紙様式６のⅠ.12.関係）（※３）
3. 製品温度(次のア．又はイ．のどちらか１つにチェック)(別紙様式６のⅠ.13.関係)

□ア．冷蔵　□イ．冷凍

1. 用途（次のア．からウ．までのいずれか１つにチェック）(別紙様式６のⅠ.14.関係)

□ア．直接消費　□イ．加工原料　□ウ．その他

1. 輸出水産食品の名称及び種類（別紙様式６のⅠ.15.関係）（※４）
2. 輸出水産食品のHSコード（別紙様式６のⅠ.15.関係)
3. 輸出水産食品の魚種（学名及び英名）（別紙様式６のⅠ.15.関係)（※５）
4. 輸出水産食品の商標（別紙様式６のⅠ.15.関係）（※６）
5. 製造日及び有効期限（消費又は賞味期限）（別紙様式６のⅠ.15.関係）
6. 梱包数（別紙様式６のⅠ.15.関係）（※６）
7. 製品のロット番号（別紙様式６のⅠ.15.関係）
8. 輸出水産食品の品目ごとの正味重量（別紙様式６のⅠ.15.関係）
9. 輸出水産食品ごとの総重量（別紙様式６のⅠ.15.関係）

※１　輸出水産食品がサウジアラビアを経由し第三国に再輸出される場合には、最終仕向け先国名を記載すること。

※２　（7）において、ア.航空機を選択した場合には便名及びAWB番号、イ.船舶を選択した場合には、船名及びBL番号を記載すること。

※３　申請時に不明なときは、証明書発行までに、任意の様式により証明書発行機関に届出を行うこと。

※４　「未加工品」にあっては、当該食品の英名を記載することとし、それ以外の加工品にあっては、商品名や当該食品の内容が分かる一般的な名称を記載すること。

※５　認定施設リスト上の学名及び英名と同一の表記とすること。

※６　荷に複数の品目を含む場合には、品目ごとに記載すること。

２．誓約事項

　　当該輸出水産食品は次の内容を満たすものであることを誓約する。

（１）上記の記載事項が正しいこと。

（２）関税法（昭和29年法律第61号）第２条第１項第４号の「内国貨物」であること。

（３）調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。

（４）証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請書の記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。

（５）サウジアラビア政府が要求する以下の条件を満たすものであること。

ア．輸出水産食品は、認定施設において加工等がなされたものであること。

イ．輸出水産食品は、所管官庁の監視指導の下で、食品衛生法等の日本国内の法令に遵守して生産、加工等がなされたものであり、食用に適していること。

ウ．輸出水産食品は、所管官庁の監視指導の下で取り扱われた食品であり、ヒトの健康に害を与える物質が含まれていないこと。

エ．サウジアラビアの基準に適合することを確認していること。

オ．輸出水産食品の原料は、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）及び持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）が遵守され、水産防疫上適切に取り扱われたものであり、かつ、感染症による潰瘍や白斑等の目に見える異状が認められないこと。

カ．養殖物にあっては、動物性たん白質（当該魚種と異なる魚種の魚粉を除く。）を与えられていないこと。

キ．輸出水産食品の原料は、人為的な遺伝子改変や遺伝子操作によって生産された動物ではないこと。

ク．輸出水産食品は、GSO 1016の微生物学的基準及びGSO 2481の残留動物用医薬品基準を満たすものであること。

３．担当者の連絡先（氏名、部署、電話番号及びメールアドレス）